

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新) 民法Ⅰ (物的財産法)	前期	2単位	(標) 2年 (既) 1年	朝見 行弘
(旧) 民法Ⅲ (物権)			(標) 1年	

授業目的	この授業においては、民法および民事訴訟法に関する基本的な知識と理解を応用することによって、物的財産をめぐる具体的事案の解決を図ることを目的とする。すなわち、実体法としての物権をめぐる理論上の解釈適用のみならず、民事訴訟手続における攻撃防御方法の構造および主張立証責任の分配についての基本的な理解を踏まえ、民事実務への架橋を意識しながら具体的事案における争点を把握し、その解決方法を提示することのできる基礎的能力の修得をもってその達成目標とする。		
達成目標	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建物収去土地明渡請求訴訟の訴訟物について説明することができる。 (2) 建物収去土地明渡請求訴訟の請求の趣旨について説明することができる。 (3) 建物収去土地明渡請求訴訟の請求原因について説明することができる。 (4) 「もと所有」の考え方について説明することができる。 (5) 不動産登記手続請求権の法的性質について説明することができる。 (6) 共有物の所有権譲受人に対する共有者からの抹消登記手続請求について説明することができる。 (7) 共有持分権の譲受人に対する共有者からの抹消登記手続請求について説明することができる。 (8) 不動産二重譲渡契約の成立について説明することができる。 (9) 不動産譲渡における所有権の移転時期について説明することができる。 (10) 不動産譲渡における対抗要件について説明することができる。 (11) 取得時効完成前の第三者に対する不動産譲渡の対抗について説明することができる。 (12) 取得時効完成後の第三者に対する不動産譲渡の対抗について説明することができる。 (13) 不動産取得時効の起算点について説明することができる。 (14) 解除の法的性質について説明することができる。 (15) 解除前の第三者に対する不動産譲渡の対抗について説明することができる。 (16) 解除前の第三者に対する不動産譲渡の対抗について説明することができる。 (17) 相続をさせる旨の遺言の法的性質について説明することができる。 (18) 相続をさせる旨の遺言によって取得した法定相続分を超える部分の第三者に対する対抗について説明することができる。 (19) 民法 177 条にいう「登記なくして対抗できない第三者」の範囲について説明することができる。 (20) 民法 177 条における「背信的悪意者」の判断基準について説明することができる。 (21) 動産物権変動の対抗要件としての「引渡し」の意義について説明することができる。 (22) 債権動産譲渡特例法に基づく動産譲渡登記の効力について説明することができる。 (23) 即時取得の成立要件について説明することができる。 (24) 盗品・遺失物に関する即時取得の例外について説明することができる。 (25) 盗品・遺失物の回復請求期間における所有権の帰属について説明することができる。 (26) 盗品・遺失物の回復請求と占有者の使用利益返還義務について説明することができる。 (27) 占有の態様をめぐる暫定真実について説明することができる。 (28) 交互侵奪の場合における占有回収の訴えについて説明することができる。 (29) 境界確定の訴えの性質について説明することができる。 (30) 「境界」の意義について説明することができる。 (31) 境界確定の訴えと所有権確認訴訟の違いについて説明することができる。 (32) 隣地通行権をめぐる実体法上の根拠について説明することができる。 (33) 通行権侵害に対する救済方法について説明することができる。 (34) 共有物の分割における全面的価格賠償の要件について説明することができる。 (35) 共有者間における共有物の明渡請求について説明することができる。 (36) 区分所有建物の所有者および占有者の共同利益背反行為に関する建物区分所有法の規定について説明することができる。 (37) 区分所有建物の建替えに関する建物区分所有法の規定について説明することができる。 (38) 区分所有建物における駐車場使用権の法的根拠について説明することができる。 		
授業計画と	1	二重譲渡	不動産二重譲渡をめぐり、契約の成立と所有権移転の時期について理解するとともに、所有権取得の第三者への対抗要件について検討する。
	2	取得時効と登記	取得時効と登記の関係をめぐり、時効完成前の第三者および時効完成後の第三者に対する時効による所有権取得の対抗について理解するとともに、取得時効の起算点について検討する。

予
習
事
項

3	解除と登記	契約の解除と登記の関係をめぐり、解除の法的性質について理解するとともに、解除前および解除後の第三者に対する対抗について検討する。
4	相続をさせる旨の遺言と登記	相続をさせる旨の遺言と登記の関係をめぐり、相続をさせる旨の遺言の法的性質を理解するとともに、相続をさせる旨の遺言によって取得した法定相続分を超える部分の対抗について検討する。
5	背信的悪意者	民法 177 条にいう「第三者」の範囲をめぐり、要件事実の観点からみた登記なくして第三者に対抗できないことの意味について理解するとともに、「背信的悪意者」の判断基準について検討する。
6	動産物権変動	動産物権変動をめぐり、対抗要件としての「引渡し」の意義について理解するとともに、債権動産譲渡特例法に基づく動産譲渡登記の効力と機能について検討する。
7	即時取得	盗品・遺失物に関する即時取得の例外をめぐり、回復請求期間における所有権の帰属について理解するとともに、占有者の使用利益返還義務について検討する。
8	物権的請求権	物権的請求権をめぐり、その内容と要件事実について理解するとともに、所有権譲渡後の登記名義人に対する物権的請求権の行使について検討する。
9	建物収去土地明渡請求	所有権に基づく妨害排除請求としての建物収去土地明渡請求をめぐり、その請求原因事実について理解するとともに、「もと所有」の考え方について検討する。
10	登記手続請求	共有にかかる抹消登記手続請求をめぐり、不動産登記手続請求権の法的性質を理解するとともに、共有者からの所有権譲受人および持分権譲受人に対する抹消登記請求について検討する。
11	占有権	占有権をめぐり、占有の態様に関する暫定真実について理解するとともに、交互侵奪の場合における占有回収の訴えについて検討する。
12	境界確定の訴え	境界確定の訴えをめぐり、形式的形成訴訟の意義について理解するとともに、その対象となる「境界」の意義および「筆界」と「所有権界」の関連性について検討する。
13	隣地通行権	隣地通行権をめぐり、その実体法上の根拠について理解するとともに、通行権侵害に対する保全処分および訴訟上の救済方法について検討する。
14	共有	共有をめぐり、共有物の分割における全面的価格賠償の要件について理解するとともに、共有者相互間における共有物明渡請求について検討する。
15	建物区分所有	建物区分所有をめぐり、共同利益背反行為および区分所有建物の建替えについて理解するとともに、区分所有建物における駐車場使用権の法的根拠について検討する。
授業方法 予習上の 留意点 自習事項	この授業においては、具体的事案の解決という視点に立脚して、課題として Assignment Sheet によって事前に指示した事例または裁判例をもとにソクラテス・メソッドによる受講者とのインターラクティブな質疑応答に基づく議論を展開することによって、その目的の達成を図る。したがって、この授業を受講するにあたっては、すでに修得した民法および民事訴訟法に関する基礎的な知識および解釈論について十分な確認をしておくとともに、指示された課題事例について検討しておくことが求められる。	
評価方法 と評価基準	この授業科目の成績は、授業における質疑応答等に対する評価を 20%、小テスト・レポート等に基づく評価を 40%、定期試験に基づく評価を 40% として、これらを総合評価する。なお、定期試験については、規定の出席回数に満たない者について受験資格を認めない。	
テキスト	教科書は使用せず、配付するレジュメに従って授業を進めるが、共通の基本書として次の 2 冊を掲げておく。 ・内田貴『民法Ⅰ 総則・物権総論 [第 4 版]』(東京大学出版会, 2008 年) ・司法研修所編『改訂問題研究 要件事実一言い分方式による設例 15 題一』(法曹会, 2006 年)	
参考書	なお、基本書のほかに、次に掲げる参考書を参照することを推奨する。 ・佐久間毅『民法の基礎 2 - 物権』(有斐閣, 2006 年) ・松尾弘／古積健三郎『物権・担保物権法 [第 2 版]』(弘文堂, 2008 年) ・山野目章夫『物権法 [第 3 版]』(日本評論社, 2005 年) ・司法研修所編『改訂紛争類型別の要件事実 - 民事訴訟における攻撃防御の構造』(法曹会, 2006 年)	